

社会福祉法人ぽぽんがぼん 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぽぽんがぼん（以下「法人」という）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員等が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会へ出席したときは、報酬及び実費弁償費として1日10,000円を支払う。

2 前項に関わらず、法人の職員として雇用されている者については職員として給与を支払い本規程の役員報酬は支払わない。

(監事の監査報酬)

第4条 監事が、会計監査及び法人監査を行ったときは、報酬及び実費弁償費として次のとおり日当を支払う。

(1) 監事

1日 10,000円

(報酬の支払方法)

第5条 報酬の支払い方法は、次のとおりとする。

(1) 理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会への出席報酬

開催日の翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む。もしくは、現金手渡しとする。

(2) 監事の監査報酬

監査実施日の翌月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む。もしくは、現金手渡しとする。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(改 正)

第6条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人ぽぽんがぼんの評議員会の議決を経なければならない。

(付 則)

この規程は、2017年4月1日から施行する。

(ただし、理事および監事については、2017年の定時評議員会以降より適応することとする)

この規程は、2024年7月1日から施行する。